

公 告

県営土地改良事業中太田・小柱地区（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、当該事業の変更後の土地改良事業の計画の概要を下記のとおり公告します。

令和6年4月25日

埼玉県知事 大野 元裕



記

1 変更後の事業計画の概要

土地改良事業計画変更の概要

県営土地改良事業（区画整理・農業用排水施設・暗渠排水事業）中太田・小柱地区

2 分担金等に関する事項

分担金等の予定額 14,000千円
事業費の総額 251,485千円

内 訳

┌ 分担金（土地改良法第3条に規定する資格を有する者） 14,000千円
├ 市負担金（秩父市） 42,879千円
├ 国庫補助金 117,850千円
└ 県事業費（埼玉県） 76,756千円

（千円未満四捨五入）

3 公告期間

令和6年4月25日（木）から令和6年5月7日（火）まで